

サービス産業事業再構築支援事業費補助金 実施要領（第5次募集）

1 趣旨

本事業は、アフターコロナに向けた経営環境の変化へ対応するため、意欲ある県内サービス産業事業者等が推進する業態転換等による事業の再構築につながる取組を支援することとし、予算の定めるところにより、サービス産業事業再構築支援事業費補助金を交付するものである。

その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令の定めによるほか、サービス産業事業再構築支援事業費補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこの実施要領の定めるところによる。

2 補助対象者

次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 別表1に掲げるサービス産業（第3次産業）を営む中小企業者等であること。2者以上で構成するグループの場合は、その構成員が全て中小企業者等であり、過半数がサービス産業（第3次産業）を営む事業者であること。
- (2) 1年以上の事業実績を有すること。グループによる申請の場合は、グループの構成員全てが1年以上の事業実績を有すること。
- (3) 県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業を実施すること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 県税、法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。または、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。

3 補助対象事業

県内サービス産業事業者が、賃上げを可能とする環境整備を図るため、経営多角化や業態転換など、事業再構築を行う取組を対象とし、交付決定日から令和6年2月29日までの間に実施し、完了できる事業とする。

4 補助率及び補助限度額

(1) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(2) 補助限度額

上限1,000千円、下限300千円

※2者以上の事業者グループにおいては、構成員数に応じた限度額の範囲内で、グループ内の補助金の配分を認める。その場合においても、1者の補助下限額は300千円とする。

グループの補助限度額（ n 者の場合の上限）＝ $n \times 1,000$ 千円

ただし、 n が10以上となる場合においては、グループの補助限度額は10,000千円とする。

5 補助対象期間

第5次募集分については、交付決定を行った日から令和6年2月29日まで

6 補助事業の流れ

(1) 事業認定申請書の提出	申請者	令和5年9月29日(金) 17時まで
(2) 事業認定審査会	県	令和5年10月中旬予定
(3) 事業認定(交付内示)	県	令和5年10月下旬予定 (長崎県庁公式ウェブサイトにて登載)
(4) 補助金交付申請書の提出	申請者	事業認定通知の日から30日以内
(5) 交付申請審査	県	交付申請から1~2週間程度
(6) 交付決定	県	審査終了後速やかに通知
(7) 事業実施	申請者	令和6年2月29日(木)まで
(8) 実績報告	申請者	事業の完了(実施要綱第15条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から30日を経過した日、又は令和6年2月29日のどちらか早い日。
(9) 補助金額の確定	県	
(10) 補助金の請求	申請者	
(11) 補助金の支払	県	

7 認定申請手続き

●提出先(メールによる受付のみ)

メールアドレス keishi_hojyo@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県 産業労働部 経営支援課 サービス産業振興担当

※データファイル容量が大きいとメールを受信することができません。

その場合は、何通かに分けてメール送信をお願いします。

必ず、メール送信後、お電話にて送信した旨のご連絡をお願いします。

●提出期限

令和5年9月29日(金) 17時まで

●提出書類

- ① 認定申請書 (様式第1号)
- ② 事業者概要 (様式第2号)
- ③ 申請事業者一覧(様式第2-2号) ※グループ申請の場合のみ提出
- ④ 事業計画書 (様式第3号)
- ⑤ 収支予算書 (様式第4号)
- ⑥ 誓約書 (様式第5号)
- ⑦ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)、個人事業主の場合は、本人確認書類の写し及び確定申告書類(第一表)の写し
- ⑧ 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」(略称:Nぴか) 認証企業は認証書の写し
※該当者のみ提出
- ⑨ BCP(事業継続計画)を策定している場合はその写し
- ⑩ その他知事が必要と認める書類

8 事業認定審査方法

- (1) 事業認定審査会
書面審査とする。

(2) 認定方針

以下に該当するものを優先する。

- 認定経営革新等支援機関からの支援を受ける事業
- 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」(略称：Nぴか) 認証企業
- BCP(事業継続計画)を策定している事業者(BCPは、①長崎県版簡易BCP、②事業者独自のBCP、③認定済の事業継続力強化計画のいずれか)
- サービス産業事業再構築支援事業費補助金第1次～第3次追加募集において、補助金の交付を受けていない事業者

※事業内容の認定であり、交付申請受付後に、対象経費の詳細について審査します。

9 認定審査結果(事業内容周知)

認定審査の結果については、審査終了後、長崎県庁公式ウェブサイト概要を公表する。

- 公表する概要

事業者名、テーマ、認定経営革新等支援機関名

10 交付申請手続き ※認定を受けなければ、交付申請手続きはできません。

●提出先(郵送による提出のみ)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 経営支援課 サービス産業振興担当

●提出期間

長崎県公式ウェブサイトに認定事業概要を掲載した日から30日以内(掲載日含む)

●提出書類

- ① 交付申請書 (様式第6号)
- ② 事業者概要 (様式第2号)
- ③ 申請事業者一覧 (様式第2-2号) ※グループ申請の場合
- ④ 事業計画書 (様式第3号)
- ⑤ 収支予算書 (様式第4号)
- ⑥ 誓約書 (様式第5号)
- ⑦ 事業経費に係る見積書の写し ※
- ⑧ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(原本)
- ⑨ 県税に未納がないことを証明する納税証明書(原本)
- ⑩ 法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書(原本)
- ⑪ その他知事が必要と認める書類

※⑦見積書について

○県内の業者に依頼予定の場合

- ・1件の見積金額が300千円未満 1者の見積書が必要
- ・1件の見積金額は300千円以上 複数(2者以上)の見積書が必要

○県外の業者に依頼予定の場合

- ・見積金額に関係なく、複数の見積書および業者選定理由書を提出すること。

1 1 その他

(1) 次に該当するものは交付決定を行わないこととする。

- 事業の実施主体が、実質的に補助事業者でないと認められるもの
- 対象事業について、国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けているもの
- 交付申請の内容が、認定された事業内容と異なるもの
- 本補助金の第4次募集、第4次追加募集において採択された事業者
- 認定申請書に記載された補助金額を上回る額の交付申請となっているもの
- 交付決定日以前に取組を開始したもの
- その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費が含まれるもの

(2) 次の事項に同意の上、事業を実施すること。

- 交付内容又は誓約書に対する違反が認められた場合、補助金の交付決定の取り消しを行うこととする。

※サービス産業事業再構築支援事業費補助金実施要綱第22条（補助金の交付の決定の取消し等）参照

1 2 お問い合わせ先

長崎県 産業労働部 経営支援課 サービス産業振興担当

電話：095-895-2653

E-mail：keishi_hojyo@pref.nagasaki.lg.jp